健康保険 被扶養者(異動)届　増

常務理事	事務局長	部　長	課　長	係　長	扱　者

年　　月　　日提出

事業主記載欄	
健康保険の記号	
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	当該届の次の事項について確認しました。 ・個人番号を含め下記の記載内容に誤りがないこと。 ・申請者(被保険者)本人が作成した、または記載内容について誤りがないかを申請者(被保険者)本人が確認したこと。 〒

受付印

社会保険労務士記載欄
㊞

被保険者													
番号		フリガナ (氏)	(名)	生年月日	□昭和 □平成	年	月	日	性別	男・女
				資格取得年月日	□昭和 □平成 □令和	年	月	日		
住民票住所	〒								標準報酬月額	千円

被扶養者1								
氏名	フリガナ (氏)	(名)	生年月日	□昭和 □平成 □令和	年	月	日
続柄	□夫 □妻 □長男 □二男 □長女 □二女 □父 □母 □その他( )		マイナンバー	※マイナンバーの記入ができない方は、住民票を代わりに添付してください。			
職業	□無職 □パート・アルバイト □自営業 □中学生以下 □高校生以上の学生 □その他( )						
住民票住所	□同居 □別居 → 別居の場合右記に住所	〒					
異動事由	□取得と同時申請 □出生 □結婚 □退職 □収入減 □給付金受給終了 □収入逆転 □社保適用外 □その他( )						
扶養し始めた日	令和　年　月　日		※扶養認定日について公的書類等で証明できない □当組合受付日が認定日(☑を入れください。組合で記入します。)				
資格確認書交付希望	□有 → 理由( )		認定日	令和　年　月　日			

被扶養者2								
氏名	フリガナ (氏)	(名)	生年月日	□昭和 □平成 □令和	年	月	日
続柄	□夫 □妻 □長男 □二男 □長女 □二女 □父 □母 □その他( )		マイナンバー	※マイナンバーの記入ができない方は、住民票を代わりに添付してください。			
職業	□無職 □パート・アルバイト □自営業 □中学生以下 □高校生以上の学生 □その他( )						
住民票住所	□同居 □別居 → 別居の場合右記に住所	〒					
異動事由	□取得と同時申請 □出生 □結婚 □退職 □収入減 □給付金受給終了 □収入逆転 □社保適用外 □その他( )						
扶養し始めた日	令和　年　月　日		※扶養認定日について公的書類等で証明できない □当組合受付日が認定日(☑を入れください。組合で記入します。)				
資格確認書交付希望	□有 → 理由( )		認定日	令和　年　月　日			

被扶養者3								
氏名	フリガナ (氏)	(名)	生年月日	□昭和 □平成 □令和	年	月	日
続柄	□夫 □妻 □長男 □二男 □長女 □二女 □父 □母 □その他( )		マイナンバー	※マイナンバーの記入ができない方は、住民票を代わりに添付してください。			
職業	□無職 □パート・アルバイト □自営業 □中学生以下 □高校生以上の学生 □その他( )						
住民票住所	□同居 □別居 → 別居の場合右記に住所	〒					
異動事由	□取得と同時申請 □出生 □結婚 □退職 □収入減 □給付金受給終了 □収入逆転 □社保適用外 □その他( )						
扶養し始めた日	令和　年　月　日		※扶養認定日について公的書類等で証明できない □当組合受付日が認定日(☑を入れください。組合で記入します。)				
資格確認書交付希望	□有 → 理由( )		認定日	令和　年　月　日			

[注意事項] ◎添付する証明書については2枚目をよくお読みください。 [共通事項] ◎太枠内をご記入ください。

《被扶養者の範囲》

被保険者の収入によって「主として生計を維持されている※1」75 歳未満の下図の親族関係にある方が被扶養者となります。

（※1）「主として生計を維持されている」とは「被保険者の収入により、その方の暮らしが成り立っている」ことをいいます。

なお、図の点線の外の方は生計維持関係のほか同一世帯にあることも要件となります。

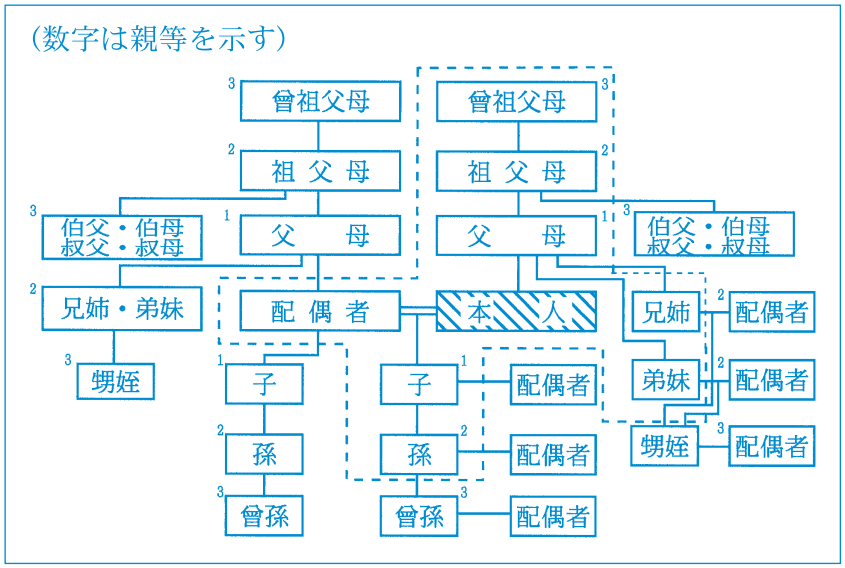

《収入のある認定対象者の認定基準について》

原則として、次の基準に該当した場合、「主として被保険者の収入により生計を維持」されていると判断します。

1．被保険者と同一世帯にいるとき

① 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上の方や、障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 180 万円未満）であること。

② 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。

2．被保険者と同一世帯にいないとき

① 上記 1 の①の条件を満たしていること。

② 認定対象者の年間収入または、生活費の半額以上のいずれか額の大きい方を超える額を被保険者が送金していること。

◆ 生計維持関係を判断するときの年収には、給与所得、事業収入、年金、失業給付金など、名称を問わずすべての収入が含まれます。なお、上記の基準で判断することが実態と大きくかけ離れ、かつ社会通念上妥当性を欠く場合には、個々の事情に照らして被扶養者の認定を行います。

◆ 収入基準については、申請日以降の未来の収入が基準を満たしているか判断をします。このため、退職時に過去の収入が基準額を超えていたとしても、その実績から判断をするのではなく、前年の収入を参考にしながら、申請時以降の 1 年間の見込み収入額で判断をします（自営業など一部を除く）。

◆ 雇用保険失業手当、傷病手当金、出産手当金を受給中（基本手当日額が 3,612 円以上、60 歳以上の方や、障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 5,000 円以上）の方は、受給期間中は被扶養者として認定されません。

被扶養者認定の申請には、次に記載されている証明書類等が必要となります。添付書類一覧に記載されている証明書類等、及び８．その他の該当される全ての書類が申請時に必要となります。
ご確認の上、該当の書類をご用意ください。
申請の内容により、他の添付書類が必要な場合がありますのでご了承ください。

★添付書類一覧（添付書類の詳細は、下記１～７をご確認ください。）

続柄 ＼ 添付書類		収入に関する証明書	世帯全員の住民票	現況書	学生証または在学証明書のコピー	戸籍謄本	送金証明書	同居の家族の収入の証明	扶養開始日を証明する書類
配偶者		○							○
内縁の配偶者	同居	○	○						○
子（中学生以下）						○（養子の場合）			○
子（昼間高校生以上）					○	○（養子の場合）			○
子（就労年齢）	同居	○		○		○（養子の場合）		○	○
	別居	○	○	○		○	○	○	○
子（夜間・通信学生）	同居	○			○	○（養子の場合）		○	○
	別居	○	○		○	○	○	○	○
父母	同居	○	○	○				○	○
	別居	○	○	○		○	○	○	○
兄弟姉妹、孫	同居	○（就労年齢の場合）	○	○				○	○
	別居	○（就労年齢の場合）	○	○（就労年齢の場合）		○	○	○	○
配偶者(内縁も)の子 配偶者の父母	同居	○（就労年齢の場合）	○	○	○（学生の場合）			○	○

１．収入に関する証明書（パート収入と年金収入など複数の収入がある方は、それぞれの証明書を添付してください。）

（A）**収入が全くない方** …… 最新年度の非課税証明書（原本）
※非課税証明書に収入金額の記載がある場合、（B）退職をした方の該当する書類も併せてご提出ください。

（B）**退職をした方** …… 退職と雇用保険に関する証明書（注１）

（注１）退職と雇用保険に関する証明書

- 退職
  - 雇用保険加入
    - 離職票有 ― 雇用保険
      - 受給する ― 雇用保険受給資格者証両面のコピーと申出書
      - 受給しない ― 離職票１・２のコピーと同意書
      - 延長手続中 ― 退職証明書と申出書
      - 受給延長中 ― 雇用保険受給延長通知書のコピーと申出書
      - 受給終了 ― 雇用保険受給資格者証両面のコピー
    - 無 ― 雇用保険資格喪失確認通知書のコピー
  - 未加入 ― 退職証明書と雇用保険未加入証明書（任意様式）

◎ 雇用保険の受給開始後は、被扶養者（異動）減の届出をしてください。
◎ 申出書、同意書は電設健保組合ホームページから出力できます。
◎ 公務員で雇用保険の加入がない場合、社会保険の喪失証明書のコピーをご提出ください。

（C）**パート等就労者** …… パート等就労者の就労見込書（電設健保組合ホームページ掲載様式）
（D）**自営業者、雑収入、配当等の収入がある方** …… 最新の確定申告書のコピーと収支内訳書又は青色申告決算書のコピー
（E）**各種年金（老齢・遺族・障害・基金等）を受給されている方** …… 非課税又は課税証明書（原本）と最新の年金振込通知書のコピー

２．世帯全員の住民票

申請時から３ヵ月以内に取得されたもの、かつマイナンバー以外の記載内容に省略がないものでお願いいたします。コピーされたもの、世帯全員の住民票でないものは不可となります。

３．現況書

電設健保組合ホームページ掲載様式をご提出ください。該当するすべての個所をご記入ください。

４．戸籍謄本

被保険者との続柄が確認できるものでご提出をお願いいたします。申請対象者が配偶者の父母の場合、配偶者と申請対象者の続柄が確認できる戸籍謄本をご提出ください。コピーされたものは不可となります。

5．送金証明書

送金証明書とは**扶養対象者**に宛てた、金融機関の振込金受取書等の最新連続３ヵ月分のコピーとなります。申請時に３ヵ月分が用意できない場合、提出可能な分を先にご提出いただき、後日残りの送金証明書をご提出ください。

※ 誰が、誰に、いつ、いくら送金したかが確認できない場合は、送金証明書とは認められません。

※ 一括送金及び手渡しは送金として認められません。「送金証明書等」は保管しておいてください。

6．同居の家族の収入の証明

扶養対象者が母の場合は「父」（父の場合は「母」）、兄姉弟妹・孫の場合は「両親」が該当します。

一つの世帯に２人以上の被保険者がいる場合（夫婦共稼ぎなど）は収入証明（源泉徴収票のコピーや確定申告書のコピー。年金受給されている方は、年金振込通知書のコピー）をご提出ください。

7．扶養開始日を証明する書類

認定対象者は、原則事実発生日に基づいて認定されます。なお、事実発生日を確認することが困難な場合は、組合に届出された日（受付日）が認定日となります。

事　　由	認定日（事実発生日）	添　付　書　類
被保険者の取得と同時申請	資格取得年月日	―
出生に伴う申請	出　生　日	―
結婚・離婚に伴う申請	結婚・離婚をした日	婚姻（離婚）届受理証明書、戸籍謄本等の婚姻（離婚）日が確認できる公的書類の原本
退職に伴う申請	資格喪失日	１．収入に関する証明書を確認してください。
勤務先での社会保険の資格喪失に伴う申請	資格喪失日	社会保険資格喪失証明書のコピー
雇用保険の失業給付受給終了に伴う申請	受給期間満了日の翌日	１．収入に関する証明書を確認してください。
来日に伴う申請	来日した日	２．世帯全員の住民票

8．そ の 他

・住民票で世帯分けをしている方は、戸籍謄本（４．戸籍謄本を確認してください。）

・外国人を被扶養者とする場合は、世帯全員の住民票（２．世帯全員の住民票を確認してください。）

・国内居住要件の例外に該当する方は以下の該当する書類

国内居住要件の例外事由		必要添付書類
①	外国において留学をする学生	査証（ビザ）のコピー、学生証のコピー
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証（ビザ）のコピー、被保険者の海外赴任辞令のコピー
③	観光・保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）のコピー、ボランティア派遣機関の証明書やボランティア参加同意書等のコピー
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められる者	被保険者の海外赴任辞令の写し、出生や離婚等を証明する書類等
⑤	①～④までに掲げるもののほか渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	状況に応じて個別にご案内いたします。 適用課までお問い合わせください。

※外国語で作成されたものにはすべて翻訳（翻訳者の署名があるもの）を添付してください。

・年収の壁・強化支援パッケージに該当される方は事業主の証明書（ＨＰから出力できます。）